

平成 14 年度  
包括外部監査の結果報告書

文化・教育施設の管理・運営状況および  
関連出資団体の出納その他の事務の執行

平成 15 年 3 月  
仙台市包括外部監査人  
公認会計士 鈴木友隆

## 目次

### 包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要 .....	1
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 監査対象期間 .....	1
4. 特定の事件を選定した理由 .....	1
5. 外部監査の方法 .....	2
6. 外部監査の実施期間 .....	2
7. 外部監査の補助者 .....	2
8. 利害関係 .....	3
II. 外部監査の結果 .....	4
1. 生涯学習課 .....	4
2. 博物館 .....	5
3. 科学館 .....	10
4. こども宇宙館 .....	12
5. 市民図書館 .....	13
6. 泉図書館 .....	14
7. 宮城野図書館 .....	15
8. せんだいメディアテーク .....	15

### 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

I. 仙台市における社会教育施設への取り組み方 .....	16
II. 施設の概要 .....	17
1. 仙台市博物館 .....	17
2. 仙台市科学館 .....	21
3. 仙台市こども宇宙館 .....	25
4. 図書館 .....	28
5. せんだいメディアテーク .....	39
III. 社会教育施設の管理・運営状況に関する意見 .....	42
(全体意見)	
1. 駐車場有料化 .....	42
(個別意見)	
1. 博物館 .....	43
2. 科学館 .....	46
3. こども宇宙館 .....	47
4. 市民図書館 .....	51
5. 泉図書館 .....	52
6. 宮城野図書館 .....	53
7. せんだいメディアテーク .....	54

# 包括外部監査の結果報告書

## I. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および仙台市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

文化・教育施設(仙台市博物館、仙台市科学館、仙台市子ども宇宙館、図書館(仙台市民図書館外 2 館)、せんだいメディアテーク)の管理・運営状況および関連出資団体(財団法人仙台ひと・まち交流財団)の出納その他の事務の執行

### 3. 監査対象期間

平成 13 年度(平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで)  
ただし、必要と認めた範囲において、平成 12 年度以前の各年度分についても一部監査の対象とした。

### 4. 特定の事件を選定した理由

市は文化・教育行政の一環として市民の生涯学習を掲げており、その目的に資するため数々の文化・教育施設(以下、「公の施設」という。)を整備してきている。これらの公の施設は初期投資に多額の資金を要するとともに、その運営経費も決して少ないものではない。また、市民にとっては身近な施設であることから、公の施設の管理・運営のありかたについて利用者かつ負担者(納税者)である市民の関心は高いものと考えられる。したがって、公の施設のうち施設および管理運営費の規模が比較的大きい上記施設について、その管理・運営状況を検討することの必要性を認めたため特定の事件として選定した。

## 5.外部監査の方法

### (1) 監査着眼点

- ①施設の設置目的および運営方針に照らした管理・運営の効率的かつ効果的な実施、またその合規性
- ②物品・備品・収蔵品等の財産管理の適正性
- ③入館料等の収入管理および決算処理の適正性
- ④契約・支出事務手続の適正性
- ⑤出資団体の受託事業の効率性
- ⑥その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点

### (2) 主な監査手続

上記監査着眼点に留意しながら、現地視察、必要書類の閲覧、証憑突合、質問等を行った。そのうち主な監査手続は次のとおりである。

- ①契約事務の妥当性、契約書・仕様書の閲覧と実施状況の確認
- ②物品の保管状況の検証
- ③備品台帳と現物との突合
- ④端券と日々の収入計上帳票(日計表等)との突合
- ⑤各種申請書類の閲覧

## 6.外部監査の実施期間

平成 14 年 10 月 16 日～平成 15 年 3 月 10 日

## 7.外部監査の補助者

公認会計士	小 池 伸 城
〃	大立目 克 哉
〃	阿 部 與 直
〃	大 枝 宏
〃	成 田 孝 行

#### 8.利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## II.外部監査の結果

### 1.生涯学習課

#### (1) せんだいメディアテークの収蔵品の使用貸借契約の締結

せんだいメディアテークは「せんだいメディアテーク管理運営及び使用料徴収業務委託契約」(以下、「委託契約」という。)により、財団法人仙台ひと・まち交流財団(以下、「交流財団」という。)が運営を実施している。その運営に当たっては数々の備品を使用している。備品については、開館当初より備置されているものの他、毎年度、運営上の必要に応じて仙台市が購入している。これらの備品については「物品使用貸借契約」により、所有権は市に帰属するものとされ、実際に運営上使用する交流財団へ貸与するという形を採っている。これにより所有権の帰属および管理責任の明確化を図っている。

上記の他、せんだいメディアテークの運営に当たっては、映像ソフト等の収蔵品を交流財団が運営管理業務委託料により購入・使用している。これについては、毎年度購入した収蔵品のリストを市に報告するとともに、委託契約第3条(4)においても、「購入後、市に引き渡す」とし、所有権の帰属は明確になっている。しかし、現在のところ、「使用貸借契約」は締結されないまま、交流財団により運営に使用されている。収蔵品についても備品と同様に使用貸借契約を締結し、管理責任を明確にすることが必要である。

## 2.博物館

### (1) 観覧券の実査

平成 14 年 10 月 30 日に常設展の未使用観覧券の実査を行ったところ、以下の差異が発見された。

(図表 1) 未使用観覧券の実査結果

観覧券種類	券面額(円)	受払簿冊数	実査冊数	差数
一般	400	365	350	△ 15
一般割引	320	420	917	497
高校生	200	255	256	1
高校生割引	160	160	160	0
小中学生	100	233	231	△ 2
小中学生割引	80	85	85	0
招待券	無料	(注)1	5,297 枚	-

(注)1. 招待券については受払簿が作成されていない。

2. 1 冊には 100 枚の観覧券が含まれている。

上記のごとく、観覧券冊数については 6 種類中 4 種類について受払簿冊数と実査冊数とは一致していない。

特に一般割引の観覧券については不符合冊数が大きく、監査当日における調査の結果、当時受払簿上の数量が 5 冊であったために、実際には未だ 500 冊近く残っていたにもかかわらず、平成 13 年 12 月 26 日に急遽 500 冊の追加印刷をしたことが判明した。この 500 冊については受払簿には記載されていなかった。観覧券の受払簿の数量記入は、正確に行う必要がある。

また、招待券については受払簿が作成されておらず、招待者についての記録も一部欠落している。招待券についても受払簿を作成し、すべての招待者に対して館長等の承認が必要である。

### (2) 観覧料の納入

「仙台市博物館条例施行規則」第 6 条によれば、「博物館が展示する資料を観覧しようとするものは、観覧料の納入の際に観覧券の交付を受け、展示室の入口においてこれを係員に提示しなければならない。」とされている。

しかしながら、貸切観光バス(提携先:旅行会社大手 4 社)での来館者の観覧料については、昭和 62 年 4 月 1 日付「観光券契約書」に基づき、後日各旅行会社に請求することによって観覧料が入金される。

この取引は、博物館側にとって観覧者が増えるというメリットがある取引行為であるとは考えられるが、このままでは条例施行規則違反と言わざるを得ない。したがって、もしこの取引を続けるならば、条例施行規則を変更すべきである。

他に同様のものとして、国際的学会の開催に際してもクーポン精算を認めていた事例があった。

### (3) 使用許可の時期

「仙台市博物館条例」第4条第1項によれば、「別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。」とされている。また、同条例第5条第2項によれば、「使用料は、前条第1項の許可の際に納入しなければならない。」とされている。

しかしながら、以下のケースについてはギャラリー使用料の請求書を発送した平成13年12月14日時点で使用許可が行われていた。これは、同条例第5条第2項違反と言わざるを得ず、今後は使用料が入金された後でギャラリーの使用許可を行うべきである。

ギャラリー使用日	平成14年2月14日から17日
申し込み日	平成13年11月27日
ギャラリー使用料	42,380円
請求日(調定日)	12月14日

### (4) 写真利用料の減免

写真利用料について、平成13年度末における歳入調定簿および調定書の先数は91件であり、管理簿上の先数である199件と合致していない。この差108件は全件減免したものであるとの回答を得た。

「仙台市博物館の収蔵品の写真利用に関する要領」第7条においては、「利用料を減免できる場合及び減免の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用に供するとき 全額
- (2) 私立の博物館、図書館、学校、研究所等が教育又は研究の用に供するとき 全額
- (3) 地域文化の振興に寄与すると館長が認める用に供するとき 全額
- (4) その他館長が特別の事由があると認めるとき 館長が相当と認める額



とされており、写真利用料を減免する場合には、上記のような事由が必要である。しかしながら、博物館においては減免を証する資料を作成していない。減免の相手先、金額、理由を記載した資料を作成し、所定の承認を受けるべきである。

#### (5) 無料観覧者

平成 13 年 4 月 27 日から 6 月 3 日にかけて催された特別展の「仙台城―しろ・まち・ひと―」の観覧者について、招待券は発行されていないものの、姉妹都市になっている自治体の視察団に対して無料観覧を認めていた。

これについて、無料観覧は「仙台市博物館条例」第 8 条において、「市長は、特別の事由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。」とされているところから、実態が伴うことであれば問題はないと考えるが、「仙台市博物館条例施行規則」第 10 条においては、「観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を記載した減免申込書を教育委員会に提出しなければならない。」とされている。したがって、無料観覧を行うためには、減免申込書の提出が必要である。この特別展には、合計で 636 人の無料観覧者がいたが、その承認書等が存在していない。また、そのリストも存在していない。

このような管理では、無料扱いとした対象が不明になっている。無料観覧ということを通して、不正が起りうる状況があると考えられるため、無料観覧に対する管理を徹底すべきである。

平成 13 年 9 月 28 日から 11 月 4 日にかけて催された特別展「競う！―江戸時代のスポーツ―」も同様の状況である。

#### (6) 仙台市史の在庫管理

##### ①受払簿の記入誤り

平成 15 年 1 月 15 日に、仙台市史 16 種類すべてについて在庫数量を確認したところ、「近世 2 城下町」(資料編)について在庫数量が受払簿と比べて 2 冊多く存在していた。また「民俗」(特別編)については在庫数量が受払簿と比べて 1 冊多く存在していた。これは博物館の担当者が仙台市史を持ち出す時に、受払簿に数量書き込み違いをして

いたものと思われ、管理の徹底が求められる。そのためには、当該担当者は仙台市史を持ち出す時に持ち出した数量を書き込むと同時に、在庫数量も確認するようにすべきである。

## ②入庫数管理

各仙台市史は製本が終了した時点で博物館に全冊数を 1 回で納品されるのではなく、何回かに分けて納品されているが、博物館側では受払簿上、合計で何冊納品されたかの確認を行っていない。そのため、「伊達政宗文書 1」(資料編)の場合では、1,250 冊入庫されるべきところ、受払簿では 1,222 冊しか入庫されていないことになっていた。分割納入の場合は、入庫数の合計管理を厳格に行う必要がある。

## ③受払簿数と実査確認

受払簿の記録の中で、何回か在庫数量を確認しているが、例えば平成 10 年 2 月 2 日の実査の結果、「伊達政宗文書 1」(資料編)の在庫数が 97 冊、「自然」(特別編)が 50 冊急に増えたことになった。しかし、その時点においては差異の原因を究明していなかった。在庫実査時には差異の究明を速やかに行う必要がある。

## (7) 備品管理

「仙台市会計規則」第 109 条において、「物品管理者は、……各人別備品整理簿によってこれを整理しなければならない」とされ、同規則第 111 条において、「備品は、備品整理票又は焼印、ペンキ等により品名、整理番号、課公所名等をこれに附して整理しなければならない。ただし、これにより難いものについては、別の方法により現物と対照ができるようにしなければならない」とされている。

しかしながら、平成 12 年度および 13 年度取得分備品については備品台帳が未整備となっており、速やかに改善する必要がある。

(8) 図録数量の不一致

図録等の出納簿記録の正確性を確かめるために、平成 15 年 1 月 16 日に図録等の在庫実査を行ったが、次のように数量の一致しないものがあった。

(図表 2) 図録等実査の結果

名称	当初印刷部数／ 発刊年月	帳簿 数量	在庫 数量	差数	備考
英雄の時代	2,000 昭和 61 年 4 月	617	795	178	
伊達の遺宝	2,000 昭和 63 年 4 月	544	533	△ 11	
法隆寺展	500 平成 6 年	204	194	△ 10	(注)
収蔵資料図録⑥ 武器・武具	2,000 平成 7 年 1 月	376	369	△ 7	
漂流－江戸時代の異国情報	2,000 平成 10 年 9 月	129	129	0	
競う！－江戸時代のスポーツ－	2,000 平成 13 年 9 月	856	555	△ 301	
収蔵資料図録 国宝慶長遺欧 使節関係資料	2,000 平成 13 年 10 月	1,330	1,327	△ 3	
調査研究報告書 No.22	700 平成 14 年 3 月	492	283	△ 209	
平成の大修理 国宝大崎八幡 宮展	2,000 平成 14 年 3 月	103	2	△ 101	
収蔵資料目録 11 浮世絵版画 －歌川国芳とその門人たち－	1,000 平成 14 年 3 月	576	442	△ 134	

(注) 当時の実行委員会で作製されたものであり、現在販売されていない。印刷月不明。

(図表 2) のような数量不適合が発生した原因は、出納簿の数量記載もれおよび数量誤記入等が考えられる。「仙台市博物館年報」第 29 号によると、同館で販売している刊行物は 47 点あり、上記に掲げた図録等以外にも数量不適合となっているものがあると推測される。したがって、図録等の在庫数量を適時に確認するとともに、受払いの都度出納簿へ記載する必要がある。また現在の出納簿は在庫数量の記載欄がないが、様式を改め在庫数量が容易に把握できるようにする必要がある。

### 3.科学館

#### (1) 薬品管理

科学館においては、市内小中学校の学校外理科実験および職員の研究用としての薬品類を保有している。この研究・実験用薬品は特定の管理者のみが開閉できる薬品保管庫に保管され、さらに塩酸・硫酸等の劇毒物については保管庫内に設置された電子ロック付きの薬品金庫に保管されている。

これらの管理について、受払簿は備置されているものの、受払記録は平成 10 年度を最後に記録されていない。また、実査についても同年度を最後に実施されている形跡がない。特に、劇毒物については盗難・紛失があった場合には、すぐに警察へ連絡する必要があるが、現状の管理では毒物・劇物の盗難・紛失を把握することは不可能である。

これらの薬品類については、安全管理も含め、その適切な保管のためには受払簿を備え、常に帳簿上もその数量を確認できる体制を整備するとともに、定期的の実残存量を把握し、帳簿残高と照合する必要がある。

また、実験内容の変更により、保管庫内の薬品のなかには長期間未使用となっており、かつ、今後も使用見込みのない薬品がある。これらについて、過去数年に亘って処分が行われていない。安全管理上、定期的に適切な方法により処分することが必要である。

#### (2) 「入館料収納、受付案内および展示物保守管理業務委託契約」

「入館料収納、受付案内および展示物保守管理業務委託契約」を締結しているが、同契約書仕様書 5 要員(1)によれば、「入館料収納事務及び案内業務の要員は、開館中常時 9 名の配置とし、……」とされ、要員数が 9 名と指定されている。また、当該契約の見積書においても契約総額 39,322 千円のうち、オペレーションスタッフ 9 名分として 29,187 千円が示されている。しかしながら、業務日誌によれば平成 13 年度開館 297 日中、仕様書どおり 9 名が配置されたのは 50 日であり、その他の日については、7 名あるいは 8 名の配置となっていた。

たとえ運営上の支障がなかったとしても、9 名配置の場合と比べサービスの程度が実質的に低下していたとの推定は否めない。また仕様書と実態には乖離があるのは事実である。そのため委託先に対して、何らかの対応を求める必要がある。

### (3) 再委託申請未受理

「空調設備点検整備業務委託契約」(委託金額:28,898 千円)第 4 条においては再委託等の禁止が定められており、再委託する場合には書面により委託者の承諾を得ることとなっている。しかし、当該契約のうち(図表 3)の機器の保守点検業務について再委託の承諾申請がないまま再委託が行われていた。委託業者に再委託の申請を行わせ、承諾する必要がある。

(図表 3) 再委託の状況

吸収式冷凍機	A 社
冷温水発生器	A 社
ガスエンジンヒートポンプチラー	B 社
空調機	C 社
送風機	D 社
ポンプ類	D 社
ファンコイルユニット	D 社
パッケージ型空調機	D 社
全熱交換器	D 社
自動制御機器	E 社

### (4) 入館料減免手続

「仙台市社会教育施設観覧料・入館料減免要領」第 5 条第 2 項において、「……観覧料等の減免を受けようとする者は、社会教育施設を利用しようとする日から 7 日前までに、観覧料・入館料減免申込書(様式第 1 号。以下『減免申込書』という。)に減免の事由その他必要な事項を記載して教育委員会に提出しなければならない。」とされている。

入館料の減免に際しては減免申込書の提出をすべて受けているが、利用しようとする日の 7 日前までに、減免申込書が提出されているのはわずかである。多数の減免申込者は入館直前に減免申込書へ必要な記載をし、案内係の確認を受けた後に減免を受け入場している。また副館長の承認も事後的となっている。減免申込手続は同要領に従って行う必要がある。

### (5) 備品管理

「仙台市会計規則」第 109 条において、「物品管理者は、……各人別備品整理簿によってこれを整理しなければならない」とされ、同規則第 111 条において、「備品は、備品

整理票又は焼印、ペンキ等により品名、整理番号、課公所名等をこれに附して整理しなければならない。ただし、これにより難いものについては、別の方法により現物と対照ができるようにしなければならない」とされている。

この点について、同館は備品整理票を順次作成し、備品に貼付しているところであるが、台帳台数と実際台数に(図表 4)のような不一致があった。台帳との整合性及び備品整理票の整備を速やかに行う必要がある。

(図表 4) 備品の実査結果

備品名	台帳台数	実際台数	差数
オリンパス HS-II	52 台	57 台	5 台

#### 4.こども宇宙館

##### (1) 観覧料減免申込書の処理

「仙台市こども宇宙館条例」第 7 条において、「市長は……観覧料を減免することができる。」としており、同条例施行規則第 7 条において、「観覧料の減免を受けようとするものは、……減免申込書を教育委員会に提出しなければならない。」とされている。

こども宇宙館において、観覧料の減免に際しては、申込書の提出をすべて受けているが、受付日、決定内容(承認か不承認か)および減免割合について何も記載しないまま、承認がなされている。観覧料減免申込書については、減免内容(受付日、承認の有無および減免割合)を記載した上で承認すべきである。

##### (2) 再委託申請未受理

「宇宙劇場設備保守点検業務委託契約」(委託金額:12,708 千円)第 4 条においては再委託等の禁止が定められており、再委託する場合には書面により委託者の承諾を得ることとなっている。しかし、当該契約のうち音響保守、昇降機保守については再委託の承諾申請がないまま再委託が行われているため、委託業者に再委託の申請を行わせ、承諾する必要がある。

### (3) 備品管理

「仙台市会計規則」第 111 条において、「備品は、備品整理票又は焼印、ペンキ等により品名、整理番号、課公所名等をこれに附して整理しなければならない。ただし、これにより難いものについては、別の方法により現物と対照ができるようにしなければならない」とされている。さらに同規則 112 条において、「物品出納員等は、……不用品報告書により物品管理者に報告しなければならない」とされている。

この点について、同館は

- 備品整理票に番号の記載がないものがある。
- 使用不能物品について不用決定が滞っているものがある。

という不備があり、速やかに改善する必要がある。

### (4) 自動券売機の券面記載

自動券売機で展示室の入場券を購入すると、券面に「1 人 1 回当日限り有効です。」の記載がある。しかし実際には、展示室へはパンフレットを受付に提示すれば、一日に何度も再入場できることになっている。また「仙台市子ども宇宙館条例」及び「仙台市子ども宇宙館条例施行規則」においても、再入場ができない定めはない。

したがって、このような表記は利用者を誤解させる可能性があるため、券面表示の修正が必要である。

## 5. 市民図書館

特筆すべき事項なし。

## 6. 泉図書館

### (1) 使用料減免の要件確認手続

2階喫茶コーナーは行政財産目的外使用許可申請に基づく使用許可により賃貸している。平成13年度の使用料は50%減免され、年間940千円となっている。この使用料減免率は「公有財産事務取扱要領別表第4行政財産目的外使用許可等処理基準」第3「許可の条件」3.「使用料の減免」(6)で次のように定められている。

「ア 本市の施設の機能上必要と認められる当該施設の利用者のための売店、飲食店等の営業を行っている団体が、営業場所、営業時間、利用者数及び販売価格等の制約により採算がとれず、且つ、営業努力によっても採算性の確保に限界があると認められる場合で、

施設の性格等により、一般市民の使用がほとんど見込めない場合 100%減免

例: 学校に設置された売店及び食堂

上記以外の場合 50%減免

例: 公の施設に設置された売店及びレストラン等」

同基準を当てはめ使用料を減免するためには、採算性の状況を決算書等によって確認する必要があるが、契約更新時にそれを確認する資料を入手していない。契約更新時には採算性の状況を確認するための資料を入手するとともに、前期比較等を行い決算内容の妥当性等についても検討を行う必要がある。

### (2) 複写申込書の保管

「仙台市図書館複写サービス実施要領」において複写機利用の際に提出された複写申込書は、3年間保存することとなっている。この保存の趣旨は、決算処理の適切性と、図書館の複写が著作権法上認められたものであることを証明するためである。なお、この要領は平成13年12月20日に決裁されたものであるが、それ以前は当該実施要領決裁時に廃止された「仙台市図書館複写サービス取り扱い要領」により、1年間保存することとされていた。

しかし監査を行った平成15年1月には、平成14年1～3月分が処分されていた。同要領の遵守のため、処分の際には十分な注意を払う必要がある。



### (3) 再委託申請未受理

「泉図書館・こども宇宙館警備業務委託契約」(委託金額:10,601 千円)第4条においては再委託等の禁止が定められており、再委託する場合には書面により委託者の承諾を得ることとなっている。しかし、当該契約のうち人的警備業務については、再委託の承諾申請がないまま、再委託が行われていた。委託業者に再委託の申請を行わせ、承諾する必要がある。

## 7.宮城野図書館

### (1) 備品管理

「仙台市会計規則」第112条において、「物品出納員等は、……不用品報告書により物品管理者に報告しなければならない」とされている。

この点について、同館は使用不能物品について不用決定が滞るという不備があった。速やかに改善する必要がある。

## 8.せんだいメディアテーク

### (1) 借用した備品の管理

財団法人仙台ひと・まち交流財団(以下、交流財団という。)は備品を教育局より貸与されている。しかし交流財団では借用した備品について整理簿等と現物が照合できるようにはなっていない。備品の現物管理の観点からは、いかなる様式の整理簿等であろうとも最終的に現物との照合ができるようにする必要があり、換言すると現物との照合ができなければ備品の現物管理が不十分と言わざるを得ない。備品が特定できるような、例えばフロア毎の情報を含めた備品整理簿を作成する必要がある。

## 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

### I. 仙台市における社会教育施設への取り組み方

仙台市では、平成 13 年 1 月に教育ビジョンとして「仙台まなびの杜 21」を策定した。

このビジョンは以下の 3 つの柱からなっている。

- まなぶ力をはぐくむ
- まなぶ機会を広げる
- まなぶ資源を豊かにする

仙台市はこれら 3 つの柱を元に、それぞれの課題ごとに、市民のまなびを支える多様な主体の連携・協働のありかたを明らかにしながら、取り組んでいくことを表明している。

さて、近年においては余暇時間の増大などを背景として、人々の生涯学習意欲は活発になってきており、市民一人ひとりが生涯にわたって、生きがいのある心豊かな生活を送るための生涯学習社会の実現が求められている。仙台市においては、このような市民のニーズに応えるためには、施設・設備の拡充といったハード面の充実だけではなく、人材の育成、企画力の養成といったソフト面での施策の充実が必要不可欠のものと考えている。（「教育要覧・仙台」より）

なお、仙台市を含む仙台都市圏広域行政推進協議会では平成 14 年度から学校週 5 日制の完全実施にあたり、小・中学校の児童生徒の校外学習に役立たせるため、土曜、日曜、休日、さらに学校長期休業日期间中に児童生徒が都市圏内の対象施設(仙台市博物館、仙台市科学館、仙台市こども宇宙館など)に入館する際、入館料が無料になる「どこでもパスポート」を発行した。この「どこでもパスポート」の発行により、平成 14 年度の社会教育施設への入館者は平成 13 年度と比較して全体的に増加しているとのことである。この「どこでもパスポート」の発行は教育ビジョンの具現化の一つとして評価できる。

## II. 施設の概要

### 1. 仙台市博物館

仙台市博物館の主な事業を要約すると、以下のようになると考える。

展示事業では、資料は常設展、特別展および企画展により展示され、平成 13 年度においては、特別展 3 回、企画展が 1 回催されている。常設展は年 4 回の大規模な展示替が行われるほか、ボランティアが展示資料の解説を行っており、市民の学習意欲の向上に寄与している。また特別展は、他の博物館等の資料を借用することが多いためか、市民の関心は高く、その結果は入館者数の増加に反映されている。今後の展示内容の企画に期待するところである。また、資料は館内展示だけではなく、画像提供装置により館外からも博物館資料を閲覧できるサービスを行っている。

さらに博物館事業の十数年かけた大プロジェクトとして、現在、仙台市史編さん事業を行っている。仙台の歴史を知る上で重要な資料であるため、全巻の完成が待たれるところであり、平成 14 年 3 月迄に資料編も含め 16 巻発刊されている。

なお、博物館には外部組織として、友の会組織があり会員は平成 14 年 3 月末現在 1,303 名である。

#### [施設の概要]

所在地	仙台市青葉区
設立年月日	創設 昭和 36 年 10 月 1 日 新館開館 昭和 61 年 3 月 1 日

#### 施設の概要

敷地面積	19,757.90 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上 2 階建
延床面積	10,833.48 m <sup>2</sup>
建物取得価額	5,571,503 千円 (@514 千円/m <sup>2</sup> )

#### 主な施設内容

ギャラリー、ホール、情報資料センター、収蔵庫 I～VI、資料室 I～III、総合展示室 I～III、テーマ展示室 I・II、コレクション展示室 I・II、企画展示室、プレミュージアム、レストラン等

#### [沿革]

仙台市は仙台伊達家から寄贈された約 1 万 3 千点の貴重な資料の保存と活用、そして仙台の歴史と美術全般を扱う施設として、昭和 36 年に仙台市博物館を建設した。その

後昭和 50 年に文化財保護法に基づく国宝・重要文化財の公開館に指定され、昭和 61 年に現在の新博物館が開館した。その基本構想は次の 3 点であった。

- (1) 文化都市仙台にふさわしい歴史・美術・文化を中心とする人文科学系総合博物館とする。
- (2) 東北地方の歴史・美術・文化に関する調査研究を行い、その情報を提供する。
- (3) 恵まれた自然環境を生かし、ゆとりのある楽しい博物館とする。

なお同館では、市制施行百周年を契機に開始された、新たな市史編さん事業を平成 2 年度から所管している。

#### [事業の内容]

##### ア. 展示

常設展

特別展

企画展

指定文化財の公開

イ. 収集保管

ウ. 調査研究

エ. 市史編さん

オ. 情報資料センターの運営

カ. プレイミュージアムの運営

キ. 学校教育・社会教育との連携

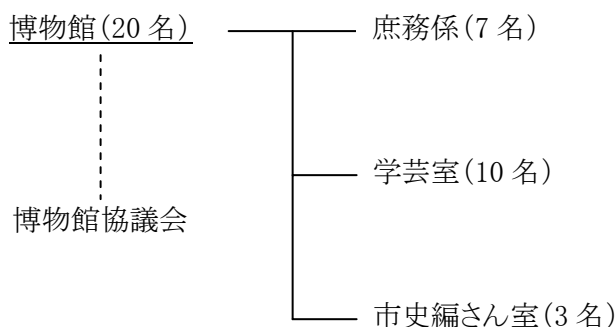
ク. 各種イベントの実施

ケ. 出版・広報

コ. 友の会活動への協力

[組織概要]

平成 14 年 4 月 1 日現在



[利用状況]

(図表 5) 過去 5 年間の利用状況(人数)

区分		年度				
		9	10	11	12	13
個人	一般	94,350	139,939	139,153	181,599	92,843
	高校生	2,242	2,546	5,782	9,689	922
	小・中学生	12,267	13,634	18,589	17,357	8,886
	小計	108,859	156,119	163,524	208,645	102,651
団体	一般	7,528	8,385	6,321	6,928	6,458
	高校生	929	844	1,110	1,578	697
	小・中学生	7,526	5,803	8,320	6,319	4,837
	小計	15,983	15,032	15,751	14,825	11,992
合計		124,842	171,151	179,275	223,470	114,643
定期観光バス		18,039	15,263	10,322	7,264	5,080
無料観覧者		26,351	37,304	40,256	44,906	34,263
総計		169,232	223,718	229,853	275,640	153,986

「教育要覧・仙台」より

博物館の入館者数は特別展の内容に負うところが多い。

平成 12 年度の入館者の増加は、特に「開創 950 年記念特別展『国宝 平等院展』」および「世界四大文明 中国文明展」の開催によることが大きい。

しかし、平成 13 年度においては、「世界遺産 醍醐寺展－信仰と美の至宝－」は入館者が多かったが、宮城国体に合せて開催された「競う！－江戸時代のスポーツ文化－」が入館者数推計の 6 分の 1 にも達しなかったことにより著しく減少した。

[平成 13 年度決算の概要]

博物館費 合計	424,376	千円
特別展開催	47,640	
資料購入	39,991	
市史編さん	92,558	
施設整備	2,730	
その他運営管理	241,457	
(その他運営管理の内訳)		
賃金	1,194	
報償費	1,051	
旅費	409	
需用費	81,085	
役務費	7,272	
委託料	129,902	
使用料および賃借料	3,175	
備品購入費	17,298	
負担金、補助金および交付金	71	

## 2. 仙台市科学館

仙台市科学館の主な事業を要約すると、以下のようになると考える。

学校教育連携事業では、学校においては困難な実験および展示学習を提供する場となっている。科学館には、市外の学校からの来館者も多く、その充実さを物語っている。

展示学習事業では、常設展示は科学の中で自然史系(生物・地学系)、理工系(物理・化学系)、生活系(日常の科学)に3分類されている。常設展示室の展示物は平成12年度から13年度において36テーマ、約2億円をかけて、新たな展示物の追加制作するなど大幅な更新が行われた。特別展は夏休み期間に合わせて催され、平成13年度においては、「化学展～2001年なぞとき体験の旅」であった。小企画展は年4回開催されている。

その他の事業として、サケの里親運動を行っている。これはサケの卵を希望する家庭に配布し、幼魚になるまで育ててもらい、仙台市内を流れる川に放流しているものである。社会教育施設と家庭を結ぶ地道な活動として評価される。

なお、科学館には外部組織として、友の会組織があり会員は平成14年3月末現在320名である。

### [施設の概要]

所在地 仙台市青葉区  
設立年月日 創設 昭和43年5月1日  
新館開館 平成2年9月27日

### 施設の概要

敷地面積 16,144.00 m<sup>2</sup>  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建  
延床面積 12,207.70 m<sup>2</sup>  
建物取得価額 6,967,315 千円(571 千円/m<sup>2</sup>)

### 主な施設内容

市民の理科室、図書資料室、インターネットサロン、参加体験コーナー、収蔵庫(Ⅰ～Ⅲ)、標本制作室(Ⅰ、Ⅱ)、特別展示室、実験室(Ⅰ～Ⅳ)、展示準備室、生活系展示室、自然観察デッキ、自然史系・理工系展示室、岩石園、科学遊園、自然観察園等

### [沿革]

仙台市科学館は中学生の理科実験教育を行うため、昭和27年にサイエンスルームを開設したことが始まりとなり、昭和43年に展示室、工作室等を有する科学館として開設した。

その後展示面積や収蔵面積の不足等により施設面の整備が求められる状況となり、平成2年9月に現在の科学館として開館した。同館の運営方針は次のようになっている。

(目的)

参加体験型の展示を中心に、学校との連携事業や生涯学習支援事業を通して科学・技術に関する普及・啓発を図る。

(方針)

科学の原理法則に触れ、科学の本質を認識し、推理力、判断力、応用力を養い、楽しみながら科学する喜びを体験できる科学教育の場とする。

科学技術発展の歴史や最先端の成果に接し、そこにある基本的な原理を理解し、人間との係わりに対する関心を高め、創造心を呼び起こす場とする。

台原森林公園の豊かな自然を活用し、自然から学び取る態度を養うとともに、生態系を正しく理解し、環境保全の重要性を学習する場とする。

[事業の内容]

ア. 展示学習

常設展示

企画展示

小企画展

イ. 学校教育連携

科学館学習

中学校理科研修会

理科教育実験講座

大学教育との連携

ウ. 生涯学習

科学教室

楽しい化学実験室

自然観察会

身近な科学教室

共催事業

サケの里親運動

サイエンスショー

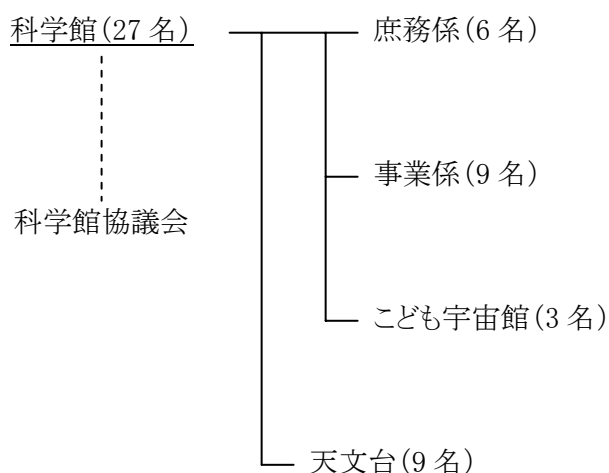
科学相談



エ. 調査研究

[組織概要]

平成 14 年 4 月 1 日現在



[利用状況]

(図表 6) 過去 5 年間の利用状況(人数)

区分		年度	9	10	11	12	13
有料	個人	一般	45,043	50,251	44,713	45,360	48,036
		高校生	1,387	1,131	1,039	1,094	1,019
		小・中学生	36,233	38,749	36,899	34,337	40,428
		小計	82,663	90,131	82,651	80,791	89,483
	団体	一般	4,721	11,080	4,089	3,391	3,476
		高校生	1,694	1,313	1,062	1,070	388
		小・中学生	43,021	35,705	33,887	35,478	27,615
		小計	49,436	48,098	39,038	39,939	31,479
	計		132,099	138,229	121,689	120,730	120,962
	無料	中学生実験指導	11,162	10,779	10,682	10,297	10,454
理科作品展		4,041	3,755	4,479	5,632	4,415	
その他		40,312	36,266	56,457	37,317	33,926	
計		55,515	50,800	71,618	53,246	48,795	
合計		187,614	189,029	193,307	173,976	169,757	

「教育要覧・仙台」より

有料入館者数、とりわけ「団体」の「小・中学生」がほぼ毎年減少している。その理由としては、小中学生の修学旅行における自主研修が最近の傾向として少人数グループによる行動になってきていることにより、科学館に入館しても個人払いとなっていることが一因として考えられる。

[平成 13 年度決算の概要]

科学館費 合計	546,266	千円
特別展開催	20,199	
実験指導用教材整備	4,393	
科学館施設整備	113,093	
その他運営管理	408,581	
科学館	262,577	
こども宇宙館	146,004	
(科学館 その他運営管理の内訳)		
賃金	324	
報償費	1,211	
旅費	1,057	
需用費	66,946	
役務費	1,794	
委託料	162,453	
使用料および賃借料	28,336	
備品購入費	66	
負担金、補助金および交付金	390	

### 3. 仙台市こども宇宙館

仙台市こども宇宙館の主な事業を要約すると、以下のようになると思う。

投影活動として、プラネタリウム、アストロビジョンの投影を行っている。プラネタリウムでは、平成 13 年度において、「ウルトラマンティガ」や幼児向け番組「パッチのひみつ」といった、子供向けの投影も行われている。アストロビジョン(70mmフィルム)の設備は全国で 23 館のみであり、臨場感あふれる映画の上映が可能となっている。平成 13 年度において、「宇宙に生きる一人類のはてしない探検」と「ソーラマックス」を上映している。

これに対し展示活動では、平成 2 年 7 月に開館されて以降、現在まで常設展の展示内容に大きな変更は行われていないという状況である。

なお、新仙台市天文台整備事業においては、現天文台が、施設の老朽化や観測環境の悪化、地下鉄東西線計画ルートとの関係から、移転計画の策定が進められており、こども宇宙館のありかたに対する影響は無視できない。

#### [施設の概要]

所在地	仙台市泉区
設立年月日	平成 2 年 7 月 12 日
施設の概要	泉図書館との複合施設(愛称:ミルポート・S)
敷地面積	5,191.74 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 5 階建(うち、こども宇宙館部分 地上 3~5 階)
延床面積	8,851.00 m <sup>2</sup>
主な施設内容	展示室、収蔵修理室、宇宙劇場(224 名収容)

#### [沿革]

こども宇宙館は「宇宙空間と人間」をテーマに、子供達の宇宙への夢を育み、科学への関心を高める自然科学系社会教育施設として、平成 2 年 7 月に開館した。

#### [事業の内容]

##### ア. 展示活動

常設展示

特別展示

##### イ. 投影活動

プラネタリウム

アストロビジョン

ウ. 行事活動

星空ライブコンサート

親子宇宙セミナー

宇宙劇場試写会

星空朗読会

工作教室

「宇宙の日」関連行事

[組織概要]

平成14年4月1日現在

仙台市科学館参照

[利用状況]

(図表7) 過去5年間の利用状況(人数)

区分		年度		9	10	11	12	13
有料入館者	個人	展示室	一般	19,764	22,177	18,791	19,611	18,896
			高校生	563	551	456	493	435
			小・中学生	21,842	22,549	20,527	20,960	22,512
			小計	42,169	45,277	39,774	41,064	41,843
		宇宙劇場	一般	16,489	17,612	14,301	14,691	12,937
			高校生	790	777	827	830	671
			小・中学生	14,297	14,619	11,954	9,928	8,397
			小計	31,576	33,008	27,082	25,449	22,005
	小計			73,745	78,285	66,856	66,513	63,848
	団体	展示室	一般	1,712	1,499	1,163	1,037	1,070
			高校生	34	173	52	118	81
			小・中学生	10,270	8,541	7,652	7,222	6,516
			小計	12,016	10,213	8,867	8,377	7,667
		宇宙劇場	一般	1,698	1,628	1,299	902	752
高校生			38	45	90	159	82	
小・中学生			10,392	7,533	6,909	6,543	5,591	
小計			12,128	9,206	8,298	7,604	6,425	
小計			24,144	19,419	17,165	15,981	14,092	
計			97,889	97,704	84,021	82,494	77,940	
無料			30,445	38,040	52,491	39,681	38,392	
合計			128,334	135,744	136,512	122,175	116,332	

「教育要覧・仙台」より

有料入館者数は概ね年々減少しているが、全国的傾向としても子供の数の減少や子供の興味・関心の移り変わりや相俟って社会教育施設全般で入館者が減少していることは否めない。仙台市子ども宇宙館独自の課題としては、開館以来、展示内容に大きな入れ替えがな

いためこども宇宙館の魅力が薄れ、学校関係側の選択肢からはずれてきているのが原因ではないかと思われる。

[平成 13 年度決算の概要]

こども宇宙館 運営管理の内訳	146,004	千円
報償費	675	
旅費	198	
需用費	8,731	
役務費	1,225	
委託料	87,787	
使用料および賃借料	46,457	
備品購入費ほか	831	
負担金、補助金および交付金	100	

#### 4.図書館

図書館の主な事業を要約すると、以下のようになると考える。

館内奉仕事業では当然のことながら、図書の貸出が中心である。この図書貸出事業の中で、選書は重要な役割を担っていると考えられ、各館 5～6 名の職員が時間をかけて、市民の多様なニーズに応えるべく決定している。

また刊行事業として児童書案内紙「BOOK TREE」を発行し、図書資料に関する情報を提供している。各館独自でも児童図書や新着図書の紹介チラシを作製し、図書の楽しさをアピールしている。

その他に、各館毎に特色ある図書館づくりを目指して、平成 9 年度以降分担収集に力を入れ始めている。今後の分担収集の充実に期待したい。

選定した各図書館の特色は以下のとおりである。

- 市民図書館はせんだいメディアテークの中にあって、ゆとりある書架の配置、広い空間とゆったりとした椅子が特色である。また郷土資料が充実している。
- 泉図書館は泉中央駅に近く交通至便であり、またこども宇宙館との複合施設である。図書館内には畳敷のスペースがあり、家庭に居るかのような気分でくつろいで本を読める工夫が施してある。
- 宮城野図書館は、陳列に独自の工夫（入口のお勧め本の紹介コーナーなど）が施されており、また、泉図書館と同じように畳敷スペースもある。

なお、宮城野図書館については、当該建物が建築後 30 年以上経過し、老朽化が進んでいることから、(仮称)宮城野文化センター内への移転が予定されている。

#### [施設の概要]

市民図書館	設立 昭和 37 年 10 月 27 日(平成 13 年 1 月 26 日新築移転)
広瀬図書館	設立 平成 3 年 7 月 7 日
宮城野図書館	設立 平成 2 年 7 月 18 日
榴岡図書館	設立 昭和 58 年 4 月 30 日(平成 2 年 4 月 1 日名称変更)
若林図書館	設立 平成 5 年 9 月 28 日
太白図書館	設立 平成 11 年 9 月 1 日
泉図書館	設立 昭和 53 年 5 月 10 日(平成 2 年 7 月 12 日新築移転)

(図表 8) 各図書館の施設概要

館名	構造	敷地面積 m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>	主要施設 m <sup>2</sup>
仙台市民図書館 (複合施設 せんだいメディア アターク ・図書館 ・せんだいメディア アターク)	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地下2階地上7階+屋上階(B2、B1、2階一部、3・4階部分)	3,948.72	21,682.15 図書館部分 3,750.00	B1・2F 書庫・サーバー室 741.55 2階作業スペース 23.76 閲覧室 22.68 おはなしのへや 28.91 児童書架 276.95 3階事務室・作業室 477.17 一般書架・閲覧席 1,685.02 4階郷土資料・参考・閲覧席 493.96
広瀬図書館 (複合施設 広瀬文化センター ・図書館 ・市民センター ・文化センター)	鉄筋鉄骨4階建(1階部分)	6,746.77	4,687.23 図書館部分 600.21	貸出室 406 作業室 51 お話しの部屋 22 書庫 68 ラウンジコーナー 54
宮城野図書館 (複合施設 ・図書館 ・東部休日診療所 ・杜のひろば ・地区集会所)	鉄筋鉄骨11階建(1～2階部分)	5,510.21	4,872.77 図書館部分 3,324.58	一般開架 555 児童開架 292 AVコーナー 193 新聞・雑誌・レファレンスコーナー 532 事務室・作業室 367 書庫 279
榴岡図書館 (複合施設 市民文化センター ・図書館 ・市民センター)	鉄筋鉄骨7階建(4階部分)	3,367.52	4,064.32 図書館部分 606.98	貸出室 296 事務室 47 お話しの部屋 46 ラウンジコーナー 78
若林図書館 (複合施設 若林区文化センター ・図書館 ・市民センター ・文化センター ・情報センター)	鉄筋一部鉄骨地下1階地上3階建(B1～2階部分)	11,842.43	11,446.81 図書館部分 1,911.16	一般・児童開架コーナー 965 お話しの部屋 34 AVコーナー 251 視聴覚室・会議室 190 作業室・AV資料室 124 書庫 250

(図表 8) 各図書館の施設概要(続き)

館名	構造	敷地面積	延床面積	主要施設
太白図書館 (複合施設 太白区文化センター ・図書館 ・市民センター ・情報センター ・児童館)	鉄筋鉄骨地下 2階地上31 階建(B2~1 階部分)	9,684.57	13,957.44 図書館部分 2,454.25	一般・児童・雑誌コーナー 1,242 お話しの部屋 35 作業室 56 AVコーナー 345 AV資料室 66 視聴覚室 106 書庫 274.75
泉図書館 (複合施設 ミルポートS 図書館 こども宇宙館)	鉄筋鉄骨5階 建(B1~2階 部分)	5,191.74	8,851.00 図書館部分 4,983.53	一般開架 857 児童開架 475 AVコーナー 328 会議室 369 新聞・雑誌・レファレンスコーナー 297 事務室・作業室 586 書庫 702

「教育要覧・仙台」より

## 泉図書館

建物取得価額 3,792,698 千円 (@429 千円/m<sup>2</sup>)

## [沿革]

仙台市内には昭和 37 年 10 月に市民図書館が開館した。開館当初は閲覧のみで貸出は行っていなかったが、昭和 38 年 7 月に児童を対象に貸出を開始し、翌年 10 月には郷土資料室を設置した。その後図書館整備基本計画が策定され、順次図書館の整備が進むなか、平成 11 年 9 月の太白図書館開館により、5 区全てに図書館が設置された。さらに平成 13 年 1 月には市民図書館が複合施設せんだいメディアテークに新築移転した。また、サービス面においては、平成 8 年度に利用者カードの統一、平成 9 年度に返却先の自由化、平成 13 年度においてはインターネットによる蔵書検索ページの開設等、その充実を図ってきたところである。

なお平成 12 年 3 月に「せんだいライブラリーネットワーク整備計画」を策定し、新しい 21 世紀型の図書館づくりを目指しているが、その柱は次の 5 つである。

- ネットワーク型図書館づくり
- 生涯学習を支援する図書館づくり
- 子どもたちの自ら学ぶ力を育む図書館づくり
- すべての市民が利用しやすい図書館づくり
- 市民との協働による図書館づくり

そして、その具体的な施策は次の 9 つである。

- 市民の多様な要求に応えられる資料の整備と職員の能力向上



- 情報提供機能の充実
- 学校図書館とのネットワークに向けた調整
- 市民センター図書館とのネットワークに向けた調査
- 来館が困難な市民へのサービスの充実
- 学校完全週 5 日制への対応
- ボランティアとの連携
- 図書館活動の広報拡大
- 読書文化の醸成

[事業の内容]

ア. 館内奉仕

- 個人貸出
- 団体貸出
- 郵送貸出
- 予約制度
- 複写サービス
- 調査相談

イ. 館外奉仕

- 移動図書館(財仙台ひと・まち交流財団へ委託:ひろせ号・わかくさ号・わかば号)
- 分室の運営(泉図書館 9 分室、太白図書館 1 分室)
- 市民センター、コミュニティ・センター図書室への貸出(市民図書館)
- 地域文庫、家庭文庫への貸出

ウ. 刊行物

エ. 催事

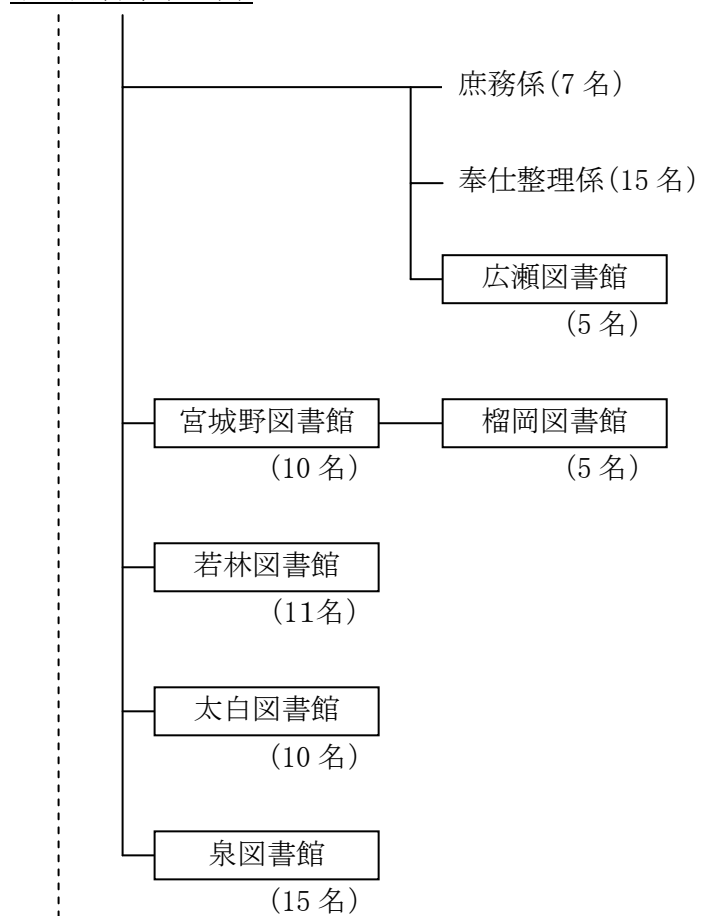
オ. 図書館整備事業

カ. 「せんだいライブラリーネットワーク整備計画」推進事業

[組織概要]

平成 14 年 4 月 1 日現在

市民図書館(78 名)

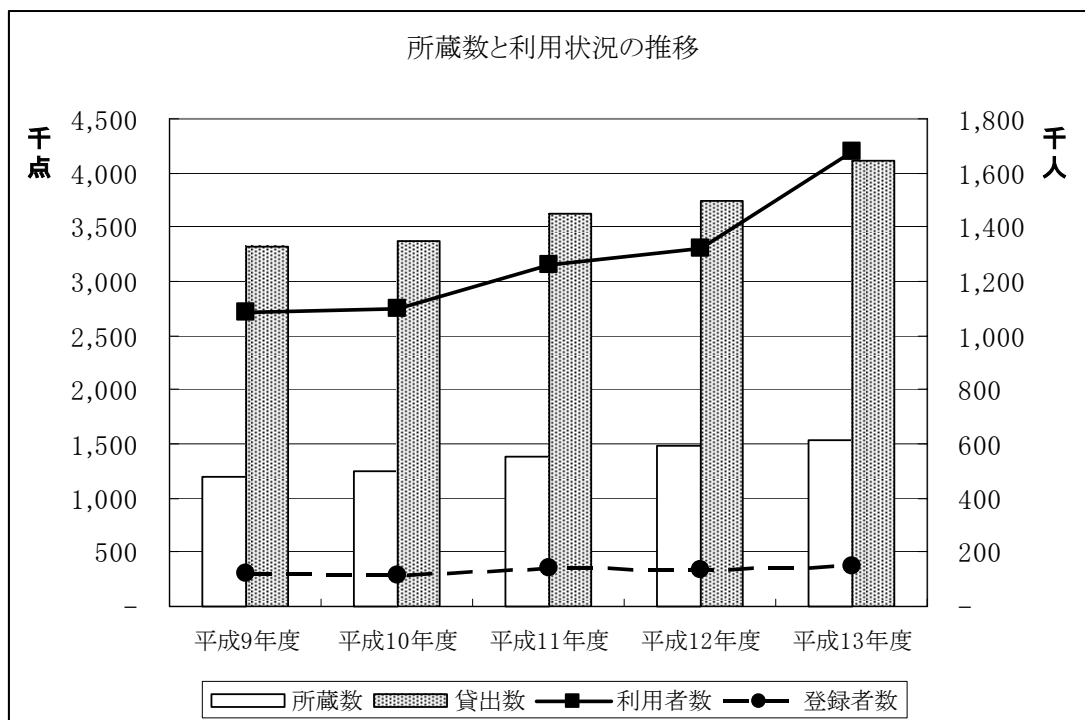


図書館協議会

[利用状況]

(図表 9) 平成 13 年度 仙台市図書館のすがた

所蔵数 (平成 14 年 3 月 31 日現在)	一般書	901,399 冊
	児童書	565,767 冊
	雑誌	1,498 タイトル
	新聞	106 紙
	視聴覚資料	64,726 点
個人登録者数(団体・文庫除く) (平成 14 年 3 月 31 日現在)		149,085 人
個人貸出利用状況 (団体・文庫を除く)	利用者数	1,676,207 人
	一般書	2,328,197 冊
	児童書	1,017,257 冊
	雑誌	211,567 冊
	視聴覚資料	563,376 点



「仙台市図書館要覧」より

所蔵数等の推移は(図表 9)のようになっている。せんだいメディアテーク内に市民図書館が開館した平成 13 年 1 月から、貸出数及び利用者数が著しく伸びているのが見て取れる。

次に政令指定都市における図書館の比較資料は以下のようにになっている。

(図表 10) 政令指定都市立図書館別利用状況

「政令指定都市立図書館調査表」より抜粋

区分	単位	札幌市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市
奉仕人口	千人	1,831	898	1,271	3,471	2,182
蔵書数	冊	2,030,881	1,571,217	1,637,756	3,480,351	2,797,754
個人 貸出冊数	冊	4,753,786	3,564,619	4,025,777	10,755,968	9,791,730
個人 貸出者数	人	1,229,418	1,093,847	1,271,663	3,443,008	2,752,096

区分	単位	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市
奉仕人口	千人	1,467	2,617	1,504	1,128	1,003
蔵書数	冊	1,486,496	2,917,764	1,535,133	1,782,959	1,397,785
個人 貸出冊数	冊	5,011,851	10,369,632	4,860,867	4,057,125	2,547,364
個人 貸出者数	人	1,591,554	2,817,297	1,325,677	1,038,530	610,873

区分	単位	福岡市	仙台市	平均
奉仕人口	千人	1,354	1,010	1,645
蔵書数	冊	1,499,940	1,467,166	1,967,100
個人 貸出冊数	冊	4,454,611	4,036,841	5,685,848
個人 貸出者数	人	1,061,766	1,676,207	1,659,328

1人当たりのデータを比較してみると次のようになっている。

	札幌市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市
奉仕人口一人当たり蔵書数	1.11	1.75	1.29	1.00	1.28
奉仕人口一人当たり貸出冊数	2.60	3.97	3.17	3.10	4.49

	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市
奉仕人口一人当たり蔵書数	1.01	1.11	1.02	1.58	1.39
奉仕人口一人当たり貸出冊数	3.42	3.96	3.23	3.60	2.54

	福岡市	仙台市	平均
奉仕人口一人当たり蔵書数	1.11	1.45	1.20
奉仕人口一人当たり貸出冊数	3.29	4.00	3.46

(注) 奉仕人口とは各市における住民基本台帳人口等をいう。

上図表より仙台市の奉仕人口一人当たり蔵書数は、政令指定都市の中で3番目、奉仕人口一人当たり貸出冊数は2番目と比較的高い水準になっている。

[平成 13 年度決算の概要]

図書館費 合計	644,066	千円
資料購入	200,481	
仙台家庭文庫連絡協議会等補助金	1,100	
図書館情報通信技術普及推進設備整備	14,125	
その他運営管理	428,360	
(その他運営管理の内訳)		
賃金	34,222	
報償費	1,016	
旅費	1,293	
需用費	74,140	
役務費	19,261	
委託料	161,561	
使用料および賃借料	132,505	
工事請負費	2,183	
備品購入費	1,716	
負担金、補助金および交付金	463	

[参考資料] すべて「仙台市図書館要覧」より

(図表 11)平成 13 年度図書資料受入状況

区分	平成12年度末 蔵書冊数	平成13年度受入冊数			購入費 千円	平成13年度 除籍冊数	平成13年度末 蔵書冊数
		購入	寄贈・保転	計			
市民 館 書 館	冊	冊	冊	冊		冊	冊
	一般書	242,483	18,732	2,400	34,752	1,520	262,095
	児童書	140,439	7,552	85	8,896	6,951	141,125
	計	382,922	26,284	2,485	43,648	8,471	403,220
広 瀬 書 館	一般書	48,225	3,734	329	7,448	5,922	46,366
	児童書	34,240	2,411	33	3,150	1,649	35,035
	計	82,465	6,145	362	10,598	7,571	81,401
宮 城 野 書 館	一般書	111,628	6,823	573	16,432	1,486	117,538
	児童書	50,572	2,880	89	3,998	1,818	51,723
	計	162,200	9,703	662	20,430	3,304	169,261
榴 岡 書 館	一般書	37,219	3,360	219	6,397	2,555	38,243
	児童書	25,975	2,609	80	3,500	1,709	26,955
	計	63,194	5,969	299	9,897	4,264	65,198
若 林 書 館	一般書	106,568	7,468	96	14,475	16,542	97,590
	児童書	47,542	2,912	223	3,998	2,427	48,250
	計	154,110	10,380	319	18,473	18,969	145,840
太 白 書 館	一般書	65,447	6,414	1,571	13,979	151	73,281
	児童書	51,779	3,304	202	4,000	151	55,134
	計	117,226	9,718	1,773	17,979	302	128,415
泉 館 書 館	一般書	260,643	12,382	763	25,381	7,502	266,286
	児童書	205,860	5,247	409	8,096	3,971	207,545
	計	466,503	17,629	1,172	33,477	11,473	473,831
合 計	一般書	872,213	58,913	5,951	118,864	35,678	901,399
	児童書	556,407	26,915	1,121	35,638	18,676	565,767
	計	1,428,620	85,828	7,072	154,502	54,354	1,467,166

(図表 12) 年度末現在の蔵書冊数の推移

区分		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
市民図書館		冊	冊	冊	冊	冊
	一般書	194,067	202,538	209,890	242,483	262,095
	児童書	110,900	113,981	109,495	140,439	141,125
	計	304,967	316,519	319,385	382,922	403,220
広瀬図書館	一般書	40,468	42,970	45,780	48,225	46,366
	児童書	34,024	34,987	35,480	34,240	35,035
	計	74,492	77,957	81,260	82,465	81,401
宮城野図書館	一般書	95,001	102,064	106,794	111,628	117,538
	児童書	45,202	47,584	48,870	50,572	51,723
	計	140,203	149,648	155,664	162,200	169,261
榴岡図書館	一般書	31,324	33,883	35,841	37,219	38,243
	児童書	23,723	24,157	25,053	25,975	26,955
	計	55,047	58,040	60,894	63,194	65,198
若林図書館	一般書	87,577	95,748	101,625	106,568	97,590
	児童書	48,515	50,794	48,533	47,542	48,250
	計	136,092	146,542	150,158	154,110	145,840
太白図書館	一般書			55,514	65,447	73,281
	児童書			48,928	51,779	55,134
	計			104,442	117,226	128,415
泉図書館	一般書	244,860	255,433	253,180	260,643	266,286
	児童書	192,766	199,647	202,641	205,860	207,545
	計	437,626	455,080	455,821	466,503	473,831
合計	一般書	693,297	732,636	808,624	872,213	901,399
	児童書	455,130	471,150	519,000	556,407	565,767
	計	1,148,427	1,203,786	1,327,624	1,428,620	1,467,166

(図表 13) 本館利用状況

区分	年度	開館日数	利用者数	貸出冊数				視聴覚資料貸出点数		
				一般書	児童書	雑誌	合計	館外貸出	館内視聴	合計
		日	人	冊	冊	冊	冊	点	点	点
市民図書館	9	269	66,867	161,755	46,467	6,451	214,673	-	-	-
	10	269	65,051	153,034	44,297	7,373	204,704	-	-	-
	11	270	65,222	151,268	45,251	7,107	203,626	-	-	-
	12	175	69,212	144,017	46,701	6,821	197,539	-	-	-
	13	282	220,905	440,524	134,275	20,093	594,892	-	-	-
広瀬図書館	9	274	64,523	98,597	56,698	9,644	164,939	23,129	4,713	27,842
	10	276	73,124	109,346	60,957	10,300	180,603	29,653	5,535	35,188
	11	275	82,498	127,369	69,074	11,349	207,792	32,028	5,499	37,527
	12	272	90,156	141,711	76,616	11,847	230,174	35,277	5,613	40,890
	13	286	102,813	152,703	87,624	13,957	254,284	43,777	6,020	49,797
宮城野図書館	9	269	235,769	292,851	136,183	31,073	460,107	81,213	19,438	100,651
	10	273	250,424	306,165	140,520	33,333	480,018	88,791	19,943	108,734
	11	272	258,872	324,968	142,300	28,926	496,194	89,910	20,041	109,951
	12	270	246,003	300,828	128,538	26,914	456,280	89,817	19,267	109,084
	13	282	261,792	295,897	129,459	27,054	452,410	105,617	19,657	125,274
榴岡図書館	9	274	61,235	130,004	39,069	11,228	180,301	-	-	-
	10	275	70,822	149,805	45,073	12,665	207,543	-	-	-
	11	275	74,666	152,571	47,793	13,791	214,155	-	-	-
	12	273	74,860	155,020	45,533	12,269	212,822	-	-	-
	13	285	73,403	146,751	44,784	11,223	202,758	-	-	-
若林図書館	9	269	264,859	343,157	143,782	36,956	523,895	91,712	16,988	108,700
	10	272	280,671	370,723	152,543	38,805	562,071	95,963	16,583	112,546
	11	272	276,130	372,232	146,367	37,753	556,352	91,616	16,020	107,636
	12	269	270,999	359,559	135,529	34,876	529,964	93,610	15,693	109,303
	13	281	306,445	377,864	144,138	39,000	561,002	116,193	17,570	133,763
太白図書館	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11	161	150,020	202,456	99,159	10,522	312,137	37,911	10,591	48,502
	12	270	243,695	327,643	159,490	27,277	514,410	57,655	17,310	74,965
	13	281	280,385	346,932	170,634	32,919	550,485	79,812	18,499	98,311
泉図書館	9	269	395,374	526,010	232,207	58,172	816,389	148,016	23,713	171,729
	10	272	358,267	441,693	206,215	55,019	702,927	141,272	22,656	163,928
	11	272	353,784	439,089	200,931	57,190	697,210	136,022	21,865	157,887
	12	270	326,264	415,150	185,428	53,606	654,184	118,299	20,955	139,254
	13	281	345,187	409,614	193,126	52,261	655,001	133,560	21,810	155,370
合計	9	1,624	1,088,627	1,552,374	654,406	153,524	2,360,304	344,070	64,852	408,922
	10	1,637	1,098,359	1,530,766	649,605	157,495	2,337,866	355,679	64,717	420,396
	11	1,797	1,261,192	1,769,953	750,875	166,638	2,687,466	387,487	74,016	461,503
	12	1,799	1,321,189	1,843,928	777,835	173,610	2,795,373	394,658	78,838	473,496
	13	1,978	1,590,930	2,170,285	904,040	196,507	3,270,832	478,959	83,556	562,515

(図表 14) 移動図書館利用状況

年度	駐車場数	巡回日数	利用者数	貸出冊数				1駐車場1台当たり貸出冊数
				一般書	児童書	雑誌	合計	
	カ所	日	人	冊	冊	冊	冊	冊
9	86	445	45,903	102,507	82,133	8,002	192,642	107
10	85	448	42,845	97,077	74,135	7,828	179,040	102
11	77	210	33,427	79,268	56,247	3,811	139,326	93
12	73	215	35,798	80,195	56,639	6,096	142,930	96
13	73	216	39,908	83,068	62,424	5,633	151,125	102



## 5. せんだいメディアテーク

せんだいメディアテークの大きな特徴は、その外観にあると考える。せんだいメディアテークは当時としては珍しい設計競技を行い建築された仙台市内でも非常にユニークで他に類を見ない建物である。天井も高く、総ガラス張りの構造となっている。また射光が一階まで差し込むよう設計されており、仙台市民にとっては憩いの場を感じる建物で、一種の風格さえ漂わせる建築となっている。しかしながら、そのような建物ゆえに、建設当初から維持管理費がかかることが予想されたため、ガラスを二重にするなど外気温の影響をできる限り遮断する設計となった。将来的にはユニークな建物ゆえの維持修繕費がかかることは想像に難くない。ただ施設・設備の面においては、様々な市民の自主的活動の場として、新たな時代に対応した生涯学習拠点となっていくものと考えられる。

せんだいメディアテークの事業の特徴を要約すると、以下のようにになると考える。

視聴覚障害者を含む利用者すべてに、より豊かな芸術文化情報を提供すると同時に、市民自身による地域の芸術文化の蓄積・発信の相互活用を支援するなど、生涯学習情報交換のコーディネートの役割を果たしている。また、データ蓄積という情報の保存も推進している。その具体的な事業として、様々な自主事業や受託事業を行っているが、「デジタルカメラ入門講座」や「画像処理入門講座」はその表れの一つといえる。今後はこのような事業を盛んに行うことによって、市民のIT利用に対する支援を行っていくことを期待する。

また、バリアフリー事業としては「音声読み上げパソコン入門講座」、字幕入り映画、音声解説つき映画、手話落語など目や耳の不自由な方にも楽しめるような催しも行っている。



### [施設の概要]

所在地	仙台市青葉区
設立年月日	平成 13 年 1 月 26 日
施設の概要	
敷地面積	3,948.72 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地下 2 階地上 7 階建
延床面積	21,682.15 m <sup>2</sup>
建物取得価額	13,677,780 千円 (631 千円/m <sup>2</sup> )

### 主な施設内容

地下 2 階	書庫、収蔵庫、機械室	地下 1 階	駐車場、書庫
1 階	プラザ(定禅寺通に開かれた屋内公開空地)		
2 階	インフォメーション(利用申込み・相談、新着新聞雑誌閲覧)、児童書(仙台市民図書館)		
3 階・4 階	ライブラリー(仙台市民図書館)		
5 階	ギャラリー3300(固定壁面を中心とする天井高 3.3mの展示空間)		
6 階	ギャラリー4200(自由な可動壁面の天井高 4.2mの展示空間)		
7 階	スタジオ(映画館、映像や音響資料の閲覧、情報の編集や創造活動の場)		

### [沿革]

せんだいメディアテークは、ギャラリー、図書館、映像メディアセンター、そして視聴覚に障害を持つ方々への情報提供という、4つの機能を併せ持つ芸術文化施設として、平成 13 年 1 月 26 日に開館した。

### [事業の内容]

#### ア. 情報サービス事業

- 地域芸術作家紹介事業  
名誉市民 杉村惇作品展

#### イ. 活動支援事業

- ボランティア養成  
smt ガイドボランティア養成講座
- 情報活用講座  
シニアが教えるパソコン入門教室他 22 件

#### ウ. 生涯学習支援事業

- 展覧会等総合事業  
movement 他 6 件

- 映像上映事業  
smt シネマ、screen jack ほか
- 活動支援事業、ワークショップ・講座等  
おもしろ IT ワorkshop 他 9 件

[組織図]

管理運営 財団法人仙台ひと・まち交流財団に委託

[平成 13 年度決算の概要]

せんだいメディアテーク運営管理費 合計 804,738 千円

(運営管理費の内訳)

需用費	6,470
委託料	740,131
備品購入費	9,718
負担金、補助金及び交付金	48,419

### Ⅲ. 社会教育施設の管理・運営状況に関する意見

(全体意見)

#### 1. 駐車場有料化

社会教育施設は、ほとんどの施設で駐車場スペースがあり、またそのほとんどが無料となっている。その理由を考えると

- 社会教育施設の利用促進
- せんだいメディアテーク等一部を除き、施設の多くは郊外に位置し、駐車場の供給上問題がなかった

などが考えられる。

一方、無料としていることについて次のような問題がある。

- 近隣の仙台市施設もしくは同一駐車場施設で有料になっていることへの不公平感
- 施設利用者以外の駐車車両対策
- 駐車場管理コストの未回収

これ以外に間接的ながら、公共交通機関の利用を推進している仙台市が、駐車場の無料化によって、結果的に車での来館を許容していることは否定できない。

これらの点を勘案し、私は受益者負担の原則に則り、社会教育施設の駐車場を原則有料化すべきであると考え。有料化により多少ながらも仙台市の収入に貢献できると思われる。

ただし、立地場所における公共交通機関の整備状況、交通弱者への優遇制度、有料化することによるコスト増要因等の検討を行った上で、有料化を行う必要がある。また近隣民営駐車場の料金にも留意し、金額を設定する必要がある。

(個別意見)

## 1. 博物館

### (1) 収蔵品管理

収蔵品については、現在約 7 万 5 千点を保有している。この収蔵品の管理についてはデータベース化によるものとし、購入品より登録を順次行っているところである。現在は約 2 万点が登録された状況であるが、収蔵品は可能な限り展示するという基本方針に従い、できる限り多くの収蔵品、特に購入品を定期循環的に展示するためには、展示管理を適切に行う必要がある。そのため、データベース化にあたって、各収蔵品の展示履歴管理を検討することが望まれる。

また、収蔵品の現物管理については、特定の学芸員でなければ物品を特定できない状況にある。収蔵棚に番号を付し、当該番号をデータベースに記録し、誰もが収蔵品を特定できる管理体制とすることが望まれる。

### (2) 市史刊行委員会委託契約

市史編さん事業については、「仙台市史編さん委員会設置要綱」に基づき博物館に「仙台市史編さん委員会」を設置し、また、当該委員会において市史編さんに必要な編集、監修を行うため専門委員会を置いている。この事業は市史編さん事業費によって賄われている。

市史編さん事業費は平成 13 年度において 92,558 千円であるが、このうち 71,989 千円については「仙台市史刊行委員会」との「市史編さんに関する業務委託契約」に基づく委託料(実費精算)であり、その委託内容は市史の執筆、編集、またこれらに必要な調査とされている。

しかし、当該業務委託契約には次のような問題点がある。

- 「仙台市史編さん委員会」および「仙台市史刊行委員会」の下部委員の多くが重複している。このため、当該メンバーの調査費支出について、事業費から支出するものと、委託料から支出するものとの区分が極めて不明確な状況にある。例えば、同一人に対する支出が双方にあり、どちらの立場で支出しているか判別できない。

- 業務委託内容の履行に必要なパソコン等の機器は、委託費から購入することが許されている。しかし、この購入備品については、その所有権の帰属が契約上不明確である。
- 委託費には市史の宣伝費用、保管費用等、契約内容を逸脱した支出が含まれている。

したがって、事業費から支出すべきものと、契約により委託費から支出すべきものとの区分について再度検討し、契約内容およびその支出内容を明瞭にすることが望まれる。

### (3) 招待券

特別展の招待券の払出しについては受払簿で管理をしているが、最終的な受領者が記載されていない。

例えば、平成13年4月27日から6月3日にかけて行われた「仙台城ーしろ・まち・ひとー」については、3,000枚の招待券が作製されたが、その払出先として受払簿に「業務用」と記載されているものが2,380枚ある。その主なものは次のようになっている。

4月3日	友の会業務用(注)	100枚
4月3日	市史編さん室業務用	300枚
4月3日	学芸室業務用	400枚
4月3日	館長業務用	200枚
4月5日	業務用マスコミ・各課へ	700枚
(注) 友の会会員に配布しているものではない		

このように、ほとんどが博物館関連の人物名または組織名のみが記載されているだけで、その先の配布先については全く不明の状態になっている。また、博物館が組織として招待券を配布すべき相手先についても規定化されていない。したがって、配布すべき相手先を規定化する、もしくは決裁文書で最終的な相手先を明らかにすべきと考える。

さらにこれ以外にも、ポスター掲示謝礼として骨董店に30枚渡されているが、骨董店の配布先リストが作成されていない。

なお特別展「仙台城ーしろ・まち・ひとー」についての招待券は最終に20枚残ったが、平成13年度において、特別展の招待券については常に3,000枚作製しており、当初から3,000枚程度の招待券は配布する予定になっている。しかし、招待券の配布については、招待券印刷の段階で配布リストは作成されておらず、「仙台城ーしろ・まち・ひとー」のケースでは、3月27日から5月31日にかけて、33回に分けてそれぞれ数枚単位から数百枚単位で払出しが行われている。すなわち、慣習的な作製枚数である3,000枚の

招待券を事前の計画なしに配布しているといえる。したがって、特別展の都度、招待券印刷の段階で招待券配布先と招待券配布枚数を決定し、それに合わせて招待券を作製すべきと考える。

これらの点については、他の特別展「競う！－江戸時代のスポーツ－」(平成13年9月28日から11月4日)においても同様なことが言える。

#### (4) 常設展日計表

常設展日計表には、毎日の観覧者についての情報、つまり各種類毎に受入枚数、券売数又は人数、売上金額および入場券の残枚数について記載されている。これによって、毎日閉館時に常設展日計表上の売上金額と売上現金とを突合わせることによって、観覧券取扱者の不正を防止している。しかしながら、実在枚数である入場券の残枚数は日々異なるため、後日になって観覧券を通して売上金額を確認しようとしても容易にできない。そのようなことから、常設展日計表には各種類毎の観覧券番号を記載する欄を設け、常に売上げされた観覧券の最初の番号と最後の番号を記載するよう書式を修正することが必要であると考えられる。

#### (5) 図録の頒布価格と印刷部数

図録等の発刊から年数が経過しているにもかかわらず、販売が進まず在庫数が過大になっているものがある。在庫過大の原因を考えると、頒布価格の設定の問題と印刷部数の問題が考えられる。

現在図録等の頒布価格は「仙台市刊行物取扱要領」第7条第2項に従い、印刷製本代を確実に回収することができるよう、印刷製本代よりもやや高めに設定されている。しかし「仙台市博物館条例」第1条における同館の設置目的「歴史、美術工芸等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の教養の向上、調査研究等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究及び普及活動を行う」観点からは、必ずしも印刷製本代を確実に回収できる頒布価格を設定する必要はなく、印刷製本代より低い頒布価格の設定も考えられる。また、発刊当初から低い頒布価格を設定せずとも一定年数経過後に頒布価格を引下げる方策もあり得る。

印刷部数については図録等 2,000 部、調査研究報告書 700 部にほぼ硬直化している。とりわけ特別展、企画展の図録等の頒布数は観覧者数に比例すると考えられ、観覧者数見込に沿った印刷部数にするなどの柔軟な対応をとる必要があると考える。

頒布価格、印刷部数さらにそれ以外の要因についても検討を行い、現在の過大在庫の解消及び今後の過大在庫リスクの軽減に努める必要があると考える。

## 2.科学館

### (1) 招待券

#### ①常設展

科学館においては新しい展示物制作の協力に対するお礼として、また小企画展への展示に対するお礼として、招待券を当該協力者に渡すことがある。それらについては招待券台帳で枚数管理を行っており、台帳には日付、相手先、理由が記載され、副館長等の承認がなされている。しかし、理由については単に「謝礼」「挨拶(お願い)」という文言が多く、より具体的に理由を記載する必要がある。

また、一相手先について承認もれがあった。管理上、副館長の承認の上で払出しをする必要があると考える。

なお、招待券の払出先および払出数については、渡す相手と枚数を定めた内部基準等を策定し、それに基づいて払出しすることが望ましい。

#### ②特別展

平成 13 年度の特別展「化学展 2001 年なぞとき体験の旅」は共催先との間で実行委員会を設立し運営している。実行委員会は 8,000 枚の招待券を作製したが、すべて共催先に渡している。この招待券については、実行委員会における平成 13 年 4 月 12 日の第 5 回総務委員会議事録で「招待券を前回同様準備することにした。」とのみ記録されているに過ぎない。したがって、書類上どのような経緯で 8,000 枚の招待券が作製され、すべての招待券の配布先が共催先になったのか定かでない。

また、実行委員会はガイドブックを 10,000 部 111 万円ほどで作製した。うち 3,398 部は一部 100 円で売り上げたが 6,602 部は売れ残った。この残数については、共催先が数百部を使用し、残部については科学館で小展示等の時に入場者へ無料配布したと



のことである。現在その残部は 50 部ほどである。

作製部数については、ガイドブック売上予算においても 5,000 部相当の 50 万円で計上されているにもかかわらず、何故 10,000 部作製したのか疑問が生じる。

実行委員会が設立された時には、共催先との間の取決めや実行委員会における決議に基づいて運営方法や支出内容、負担割合などが決められるものの、科学館は実行委員会に相当の負担金を支出しており、かつ事務局にもなっているのであるから、当該取決めや決議に至る経緯も含めて、実行委員会に対して指導管理すべきと考える。

## (2) 標本の管理

科学館の事業は「仙台市科学館条例」第 3 条によれば、  
「科学館は、次に掲げる事業を行う。

1 科学技術に関する資料及び装置の収集、保管及び展示に関すること・・・」  
とされている。上記科学館の事業の一環として、同館は化石、岩石等の標本の収集を行っている。しかし標本は十数年以上前から収集を行ってきており、現在の標本点数は膨大となっている。そのためここ数年をかけて標本棚の整理を進めている。しかし標本の現物管理および今後の展示のためには、現物の整理だけではなく標本内容の管理把握が必要である。そのためデータベース化等を行い、効率的な標本の展示および管理を可能にする必要があると考える。

## 3. こども宇宙館

### (1) 今後のこども宇宙館のありかた

「仙台市こども宇宙館条例」第 1 条において、同館の設置目的は、「少年の宇宙科学に対する関心及び理解を高めること」と定められている。しかし同館は平成 2 年 7 月の開館以後約 12 年余り経過するが、展示室の展示物については、小規模な更新が行われただけで大幅な更新は行っていない。現在の展示物の内容は陳腐化しており、現代の宇宙科学の発展に順応できていないと思われる。

また、現在使用しているプラネタリウム制御装置についても、設置してからの年数経過により維持修繕のための部品の確保が年々難しくなっている。現在はプラネタリウム

制御装置納入業者の在庫等で対応しているが、将来的には一部の部品は不足する可能性が予想される。

さらに、アストロビジョンは 70mmフィルムでの上映という通常の映画館にはないダイナミックな躍動感や遠近感を持つ映画である。アストロビジョンについては特殊なフィルムであるためソフト制作会社が少数であり、また、こども宇宙館の名称のもとで運営していることにより、「子供・宇宙向け」の番組に限定される(特に、宇宙ものはアメリカでのみ制作されている)ため、さらに上映されるソフトが限られてしまうという欠点を持っている。平成 9 年度から平成 13 年度にかけてはプラネタリウムも含めた宇宙劇場の入館者が減少しているが、このように限られた題材から選択されていることも一因として考えられる。

一方、平成 14 年度において「新仙台市天文台整備基本計画」が策定され、そのなかで新天文台は展示スペースおよびプラネタリウム設備を兼ね備えることになっている。そのためこども宇宙館の展示物や設備の更新の可否を検討する際には、新天文台の展示物および設備計画との調整は避けて通れない状況である。

したがって、現段階においてこども宇宙館の存在意義について問い直す時期にきており、今後の同館のありかたの検討が望まれる。

例えば、新天文台の設備計画には含まれていないアストロビジョンについては、その希少な設備を有効利用するために、こども宇宙館の範疇ではなく図書館の範疇に切り替えることも含め検討することが考えられる。なお、唯一のアストロビジョンを有効的に利用するため、「宇宙」とか「子供」に限定されることなく幅広く映像ソフトを捉え、いろいろな映画を広く市民に提供することは、仙台市の生涯学習の理念(「芸術文化の鑑賞」)に外れることはないと思われる。

## (2) プラネタリウムプログラム制作費

プラネタリウムについては、四半期毎に番組替えを実施し、年間 4 プログラムを投影している。このプログラムには企画主体の違いにより、こども宇宙館がシナリオ等を企画するオリジナル制作プログラムと配給業者が提供する配給プログラムの 2 種類がある。

過去 4 年間におけるプラネタリウムプログラム制作費の季節プログラム毎の金額推移は、契約書に添付されている支払内訳書によると(図表 15)のとおりである。また、平成 12、13 年度の見積書によるとオリジナル制作プログラム、配給プログラムの制作委託料は各々 5,250 千円、3,150 千円となっており、当該金額が季節毎に支払われている。

プラネタリウムプログラムについては、プログラム毎に、スライド枚数、原画代、ソフト制作代等は異なるはずである。実際、「鉄腕アトム」を使用した平成10年度夏のプログラムは7,350千円と相対的に高額となっている。しかし、平成12、13年度は上述のとおり5,250千円、3,150千円の2種類のみ金額となっている。

したがって、個別プログラムごとに見積書を徴収することにより、制作費引下げの余地があるものと思われる。また、あわせて各回の支払金額をプログラム内容に見合ったものとするができるものと考えられる。

(図表 15) プラネタリウムプログラム制作費の推移

(単位:千円)

	夏	秋	冬	春	ショート	合計
平成13年度	3,150	5,250	3,150	5,250	3,202	20,002
平成12年度	3,150	5,250	3,150	5,250	3,202	20,002
平成11年度	3,150	5,775	3,150	5,775	3,150	21,000
平成10年度	7,350	3,097	3,097	1,417	4,200	19,161

### (3) 定期観覧券

「仙台市子ども宇宙館定期観覧券」については、現在3,100円(一般)で売られている。「仙台市子ども宇宙館条例」第5条第4項で「5千円を超えない範囲で定める。」としており、同条例施行規則では別表で3,100円と定めている。この定期観覧券の購入者は、6ヶ月の間何度でも子ども宇宙館に入館できることになっているが、この定期観覧券はほとんど定着していない(年1~2名程度)。

その原因は、展示室の入館料が500円、プラネタリウム観覧料500円、アストロビジョン観覧料500円合計で1,500円であるため、3,100円という金額はすべての観覧を行ったとしても3回以上来館しないと来館者にとってメリットがない、という状況に起因していると思われる。

この定期観覧券の導入目的は、収入増加よりも子ども宇宙館の来館者増加、リピーターの確保に重点が置かれている。しかしながら、定期観覧券は上記のようにここ数年は毎年1~2名の購入者しかなく、その目的は達成されていないというのが現状である。また、このままの状況では、将来その目的が達成されるという可能性も少ない。

したがって、定期観覧券の廃止を含めて、その対応を検討することが望まれる。

#### (4) 駐車場管理業務委託契約

「駐車場管理業務委託契約」を平成 11 年度より締結している。契約金額の内容は(図表 16)のとおりである。

このうち電気代については、管理委託している駐車場の電気量を量る子メーターの存在が平成 12 年度中に判明したため、平成 13 年度より実費精算に契約が変更されている。このため契約当初は概算契約となるわけであるが、この概算額は毎年 4 月に一括前払いとされている。しかし、平成 13 年度の電気代の実績は、概算払い 3,000 千円に対し、881 千円であり、2,119 千円の精算戻入が発生している。

このような状況において、多額の金額を一括して前払いすることの妥当性に疑義があると言わざるを得ない。(平成 14 年度は電気料として 2,500 千円が前払いされている。)

また、管理費相当として電気料の 5%が支払われているが、これについては精算対象とはされておらず、概算支払額の多寡によりその金額が変動するという合理性の見出し難い契約となっており、これについても精算することが望まれる。

さらに、電気代については年度末に子メーターを検針し、実費精算額の妥当性を検証することが必要と考える。

なお、管理の対象となっている駐車場は地上部分を都市整備局が、地下部分を教育局が所管し、それぞれ管理委託契約を結んでいるが、管理委託契約を一本化することにより一般的にはコスト低減が図られるものとする。

(図表 16)「駐車場管理業務委託契約」内訳

項 目	金 額(千円)
(1) 電気料	3,000
(2) 清掃業務委託費	469
(3) 消防設備保守点検	895
(4) 保険料	33
(5) 備消耗品費	118
(6) 修繕費	237
(7) 公租公課	14
(8) 管理費((1)~(6)の計×5%)	238
合計	5,004

#### 4.市民図書館

(仙台市図書館全体に関する事項)

##### (1) 長期貸出未返却者への対応

「仙台市図書館条例施行規則」第12条第1項によれば、「館長は、利用者が図書館資料の返納を怠り、又は督促しても返納しない場合には、以後その者に対し貸出しを禁ずることができる。」とされている。しかしながら、現実問題として貸出しを禁止するということは、非常に難しいということであり、実際貸出しを禁止した例はない。

また、長期間資料が未返却のままとなっているのは、市民にとって図書館資料を借り得る機会が失われることであり、好ましいことではない。したがって、如何にして未返却資料の返却を促すかが重要である。

そこで各図書館においては、過去の経験を通して、試行錯誤ではあるがそれぞれ最良と考えられる方法で未返却図書督促を行っているところである。

しかしながら、各図書館において督促の方法が異なっており、泉図書館のように最初の段階で葉書を出すこともあれば、宮城野図書館のように電話が通じない未返却者にだけ葉書を出すケースと様々である。また、督促をかける期間も、時間も様々である。

各図書館によって返却状況に特殊性はないと考えられるのであるから、全図書館でそれぞれの未返却図書の督促方法および各督促に応じた回収率について検討し、その中で最良の効率的な方法を選択することにより、全図書館で回収率を高めるべきと考える。

(市民図書館に関する事項)

##### (2) 「督促一覧表」の廃棄

「督促一覧表」は返却日を過ぎても未返却である貸出人、返却日、貸出図書名等が記載されるリストである。図書館はこの「督促一覧表」を基に督促を行っているものである。これについて、平成6年3月以降分が現在も保管されていた。「督促一覧表」はアウトプット時にその時点での未返却者がリストアップされるものである。このため、最新のものを除き、過去の「督促一覧表」については保管する必要性が乏しいと考えられる。個人情報保護の観点から適正かつ必要な保存期間について検討するとともに、これに合わせ適時に廃棄することが必要と考える。

### (3) 相互貸借図書資料等配送業務委託契約

当該契約は業者と当初から随意契約がなされており、平成 13 年度は 3,761 千円の契約となっている。

業務内容は市民図書館ほか 8 か所を巡回し、図書資料等の配送を行うものであり、当該業者でなければ実施できない特別な事由は存在しない。複数業者との見積合わせが望まれる。

## 5. 泉図書館

### (1) 会議室等の利用率の向上

「仙台市泉図書館会議室等使用要項」第 2 条によれば、「会議室等は、図書館の事業を妨げない範囲において、図書館または図書館が関係する市内の社会教育関係団体（地域文庫、読書会、読み聞かせボランティアサークル等）が行う会議及び研修会、その他これに準ずるものと館長が認める場合に貸し出すことができる」とされている。このように貸出先が著しく制限されているため、4 部屋ある会議室及び研修室の平成 13 年度の稼働率は、10～20%程度と低迷しており、平成 13 年 4 月に至っては 1 部屋が午前 10 時から午後 1 時半の 1 回のみ利用となっている。

そもそも泉図書館の会議室等は貸出しを目的としたものではなく、「仙台市図書館条例施行規則」第 2 条第 4 項における図書館の事業目的「読書会、研究会、講演会、映写会、鑑賞会、資料展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと」を達成するためと考える。前述の要項において貸出先が制限されているのも、この目的達成のためと思われる。

しかしながら同館の会議室等の稼働率は低いと言わざるを得ず、同館の目的達成と会議室等の利用率向上の 2 点を満たすためには貸出方法を検討する必要があると考える。

例えば、図書館側から利用促進策を積極的に実施するとともに、使用期日 2 ヶ月前からの利用申込受付については本来の目的に合った貸出先に限定し、1 ヶ月前からは貸出先を緩和するといった措置が考えられる。

また現在の条例では会議室等の使用料が定められていないため、無料での貸出しにならざるを得ないが、条例改正の上、有料での貸出しも可能と考えられる。

本来の事業目的を達成するために貸出先を制限する必要があるが、その目的を損なわない範囲であれば貸出先を制限する必要もなく、収入への貢献も期待できる。施設利用形態を硬直的に考えるのではなく、施設利用に対する比較考量の意識が必要と考える。

## 6.宮城野図書館

### (1) AV資料の取り扱い

平成 13 年度の仙台市全図書館の「曝書のまとめ」(図表 17)によれば、不明点数は 1 万 2 千点弱に上っており、不明率は 0.75%になっている。

(図表 17) 図書館別の不明資料の状況

図書館名	曝書対象点数	不明点数	不明率(%)
市民	314,257	2,361	0.75
広瀬	87,665	434	0.50
宮城野	194,816	2,237	1.14
榴岡	67,151	671	0.99
若林	167,761	1,868	1.11
太白	135,569	942	0.69
泉	503,203	2,832	0.56
移動	93,277	348	0.37
合計	1,563,699	11,693	0.75

(「平成 13 年度 曝書のまとめ」より)

しかしながら、不明率については上記図書館の中でも宮城野図書館と若林図書館が、それぞれ 1.14%、1.11%と相対的に高くなっている。それらについて分析した結果、以下のような事実が判明した。

平成 13 年度の宮城野図書館からの曝書報告書によれば、AV資料が 409 点不明となっていた。このように不明点数が多くなった原因は、当時は利用者の年齢制限の緩和により受付カウンターが混み合うのを避けること、資料増加に伴う保管スペースの不足を補うこと、また少しでも職員数を増やさないようにすることを考慮して、ビデオテープ等については本体が入ったまま書架に並べていたところ、不心得者に持ち去られたとの事である。そこで、前回なくなったものの多くが映画関係のビデオテープであったため、それらについては利用者からのリクエストがあった都度貸出しするという方法に改めている。ただし、現在も映画以外のビデオテープについては一部を除き、本体が入ったまま書架に並べてある状況である。これらについても今後大量の不明点数が出ることになれば、映画関係のビデオテープと同様の処置を取る必要があると考える。

なお、若林図書館についても(図表 18)のように、平成 13 年度において宮城野図書館と同様の原因により 206 点が不明になるという問題が起きている。

(図表 18)図書館別の不明 AV 資料の状況

図書館名	AV 資料点数(注)	AV 不明点数	不明率
広瀬	4,743	17	0.36%
宮城野	16,101	409	2.54%
若林	12,171	206	1.69%
太白	6,144	0	0.00%
泉	20,903	24	0.11%

(注)平成 12 年度末 AV 資料点数である。

## 7. せんだいメディアテーク

### (1) 貸室利用率

せんだいメディアテークの平成 13 年度における貸室利用率は以下のとおりであった。

(図表 19)平成 13 年度貸室利用率

	利用率%
1 階オープンスクエア	60.7
2 階会議室	65.6
5 階ギャラリー	81.6
6 階ギャラリー	85.7
7 階会議室 a	70.3
7 階会議室 b	66.0
7 階スタジオシアター	43.6

以上から、全般的な貸室利用率は比較的高水準といえる。その中であって、7 階スタジオシアターは 50%を切っている状況である。今後はアンケート調査などを行い、貸室利用率をさらに高める方策等を検討することが望まれる。

### (2) 駐車料金

平成 13 年度駐車場収入は 10,806 千円である。駐車料金 1 時間当たり 300 円、駐車可能台数 64 台、開館時間 9 時から 22 時の 1 日 13 時間、年間開館日数 347 日から算定される利用率は 12%程度と低迷している。せんだいメディアテークの駐車場の規模に



については実際の必要性よりも、「建築物における駐車場施設の附置及び管理に関する条例」により建築物新築の際には一定規模の駐車スペースを確保しなければならなかったという面が強いと考えられるものの、その有効活用を図る必要がある。

利用率低迷の一つの要因としては近隣駐車場相場と比較し駐車料金が高いことが挙げられる。近隣駐車場の多くは屋外駐車場であり、駐車料金は1時間当たり200円程度である。せんだいメディアテーク駐車場は建物地下であり、近隣駐車場とは設備の違いがあるため、設備に見合い、かつ、近隣の民間駐車場の経営を圧迫しない程度に料金改定することの検討が望まれる。

以 上